

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4年 4月 19日

エスアル

申請者 氏名又は名称

株式会社 SR

住所

大阪府守口市大枝南町 17番23号

代表者氏名

代表取締役 野田涉

電話番号

06-6926-9745

FAX番号

06-6926-9747

メールアドレス

other@suidouhepairt.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和4年4月19日

申請者 氏名又は名称

株式会社 S.R

住 所

大阪府守口市大枝南町17番23号

代表者氏名

代表取締役 野田渉

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
1ダ"ワタル 代表取締役 野田渉 1ダ"アイ 取締役 野田愛 マユミ コウスケ 取締役 真弓 公輔	
事業の範囲	水道施設工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 SR
上記事業所の所在地	<p>郵便番号 7570-0051 住所 大阪府守口市大枝南町18番11号 電話番号 06-6926-9745 FAX番号 06-6926-9747 メールアドレス</p>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
中山博利	296085

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 4 年 4 月 19 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	パイプカッター	TCB 107	2	
	塩ビカッター	VC-48ED	3	
	デスクグライナ	GA 4033	2	
	レシプロソー	JR188DZK	1	
管の加工用の 機械器具	リース	TR322	2	
	やすり	中目	3	
	パイプねじ切り機	S40AⅢ	1	
管の接合用の 機械器具	パイプレンチ	13~100 mm	2	
	モンキーレンチ	HY-38S	2	
	トーチラフ	ガスボンベ式	2	
水圧テスト ポンプ	テストポンプ	TP50 N	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4 年 4 月 19 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 SR

住 所

大阪府守口市大枝南町17番23号

代表者 氏名

代表取締役 野田 渉

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府守口市大枝南町17番23号
株式会社S R

会社法人等番号	1200-01-221858
商 号	株式会社S R
本 店	大阪府守口市大枝南町17番23号
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	令和1年6月17日
目的	1. 水道施設工事業 2. 住宅リフォーム業 3. 害虫の駆除 4. 鍵の交換、取付、修理及び販売 5. 住宅設備機器、空調設備機器等の販売、点検、取付、修理及びメンテナンス 6. 管工事業、内装仕上工事業及び建築一式工事業 7. 住宅のリフォーム及びクリーニング 8. 古物営業法による古物商 9. 廃品回収業 10. リサイクルショップ店の経営 11. 飲食店業 12. 不動産業 13. 前各号に附帯する一切の業務
発行可能株式総数	1200株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 300株
資本金の額	金300万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は承認があったものとみなす。
役員に関する事項	取締役 野田渉 取締役 野田愛

大阪府守口市大枝南町17番23号
株式会社S R

	取締役 真弓公輔
	大阪府守口市大枝南町18番11号 代表取締役 野田涉
登記記録に関する事項	設立 令和1年6月17日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(大阪法務局管轄)

令和4年2月9日
大阪法務局守口出張所
登記官

大前篤央



定 款

株式会社 S R

株式会社 S R 定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社 S R と称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 水道施設工事業
2. 住宅リフォーム業
3. 害虫の駆除
4. 鍵の交換、取付、修理及び販売
5. 住宅設備機器、空調設備機器等の販売、点検、取付、修理及びメンテナンス
6. 管工事業、内装仕上工事業及び建築一式工事業
7. 住宅のリフォーム及びクリーニング
8. 古物営業法による古物商
9. 廃品回収業
10. リサイクルショップ店の経営
11. 飲食店業
12. 不動産業
13. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪府守口市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、1, 200 株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は承認があつたものとみなす。

(株券の不発行)

第 7 条 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 8 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 10 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 11 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された

議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会決議事項)

第13条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第15条 株主総会を招集するには、株主総会の日の3日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の招集通知は、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面ですることを要しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、代表取締役が議長となる。ただし、代表取締役に事故又は支障があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

- 第 18 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。
- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第 19 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

- 第 20 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行つた取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役

(員数)

- 第 21 条 当会社の取締役は、3 名以内とする。

(選任及び解任の方法)

- 第 22 条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び社長)

第 24 条 当会社は、取締役の互選により代表取締役 1 名を定める。

- 2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。
- 3 当会社の業務は、代表取締役社長が執行する。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 25 条 当会社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 26 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

- 2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 27 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第 6 章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第 28 条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金 300 万円とする。

(発起人の氏名又は名称及び住所)

第 29 条 当会社の発起人の氏名及び住所は、次のとおりである。

大阪府守口市大枝南町18番11号
野田 渉

(最初の事業年度)

第30条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から令和2年5月31日までとする。

(設立時役員)

第31条 当会社の設立時取締役、設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 野田 渉
設立時取締役 野田 愛
設立時取締役 真弓 公輔
設立時代表取締役 野田 渉

(定款に定めのない事項)

第32条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社S R設立のため、発起人を代理して、司法書士奥 原 高 子が電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和元年6月12日

大阪府守口市大枝南町18番11号
野田 渉

上記代理人 大阪府守口市佐太中町五丁目4番18号
司法書士 奥 原 高 子
(登録番号 大阪司法書士会第4178号)

奥原 高
子

電子署名者:奥原 高子
G3+(+)P0+日本司法書士会認
証番号:高子
0923421920035016011+20140
019602
日付:2019.06.12 11:45:43 +09'00'

この写しは原本と相違ありません。
2022年4月19日
大阪府守口市大枝南町17-23
株式会社S.R.
代表取締役 駒渕涉



同一の情報の提供

提供の日付：2019年6月13日

公証人：12100003 岡崎正男



所属法務局：大阪法務局

公証役場：枚方公証役場

枚方市大垣内町 2-16-12

請求対象の登簿管理番号：19-1210000302001585

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の認証日：2019年6月13日

請求対象の処理公証人：12100003 岡崎正男

所属法務局：大阪法務局

公証役場：枚方公証役場

枚方市大垣内町 2-16-12

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

第二九六〇八五号

給水装置事務技術者免状

本籍 長崎県

氏名 中山博利

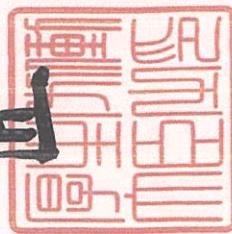
昭和五十三年三月七日生

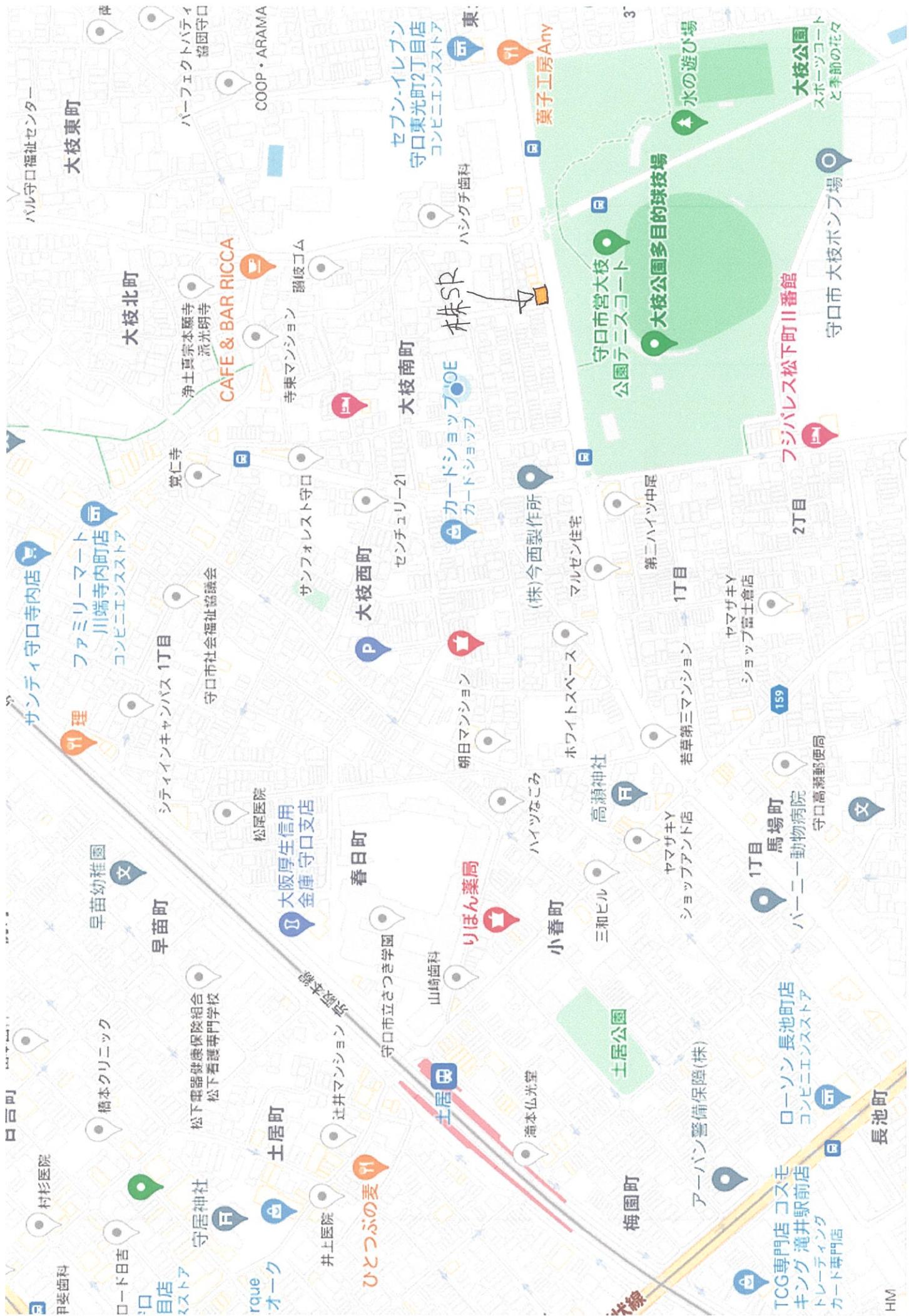
水道法(昭和二年法律第七十七号)の
規定により給水装置事務技術者免状
を交付する。

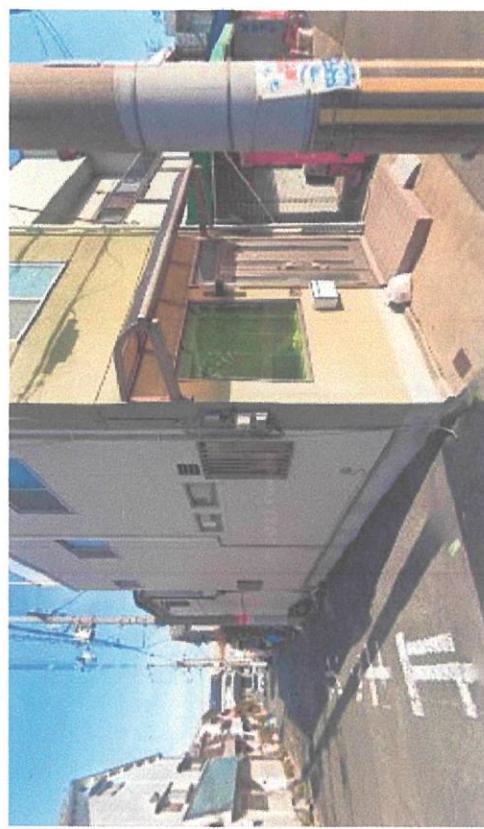
平成三十一年一月二十三日

厚生労働大臣 根本

正





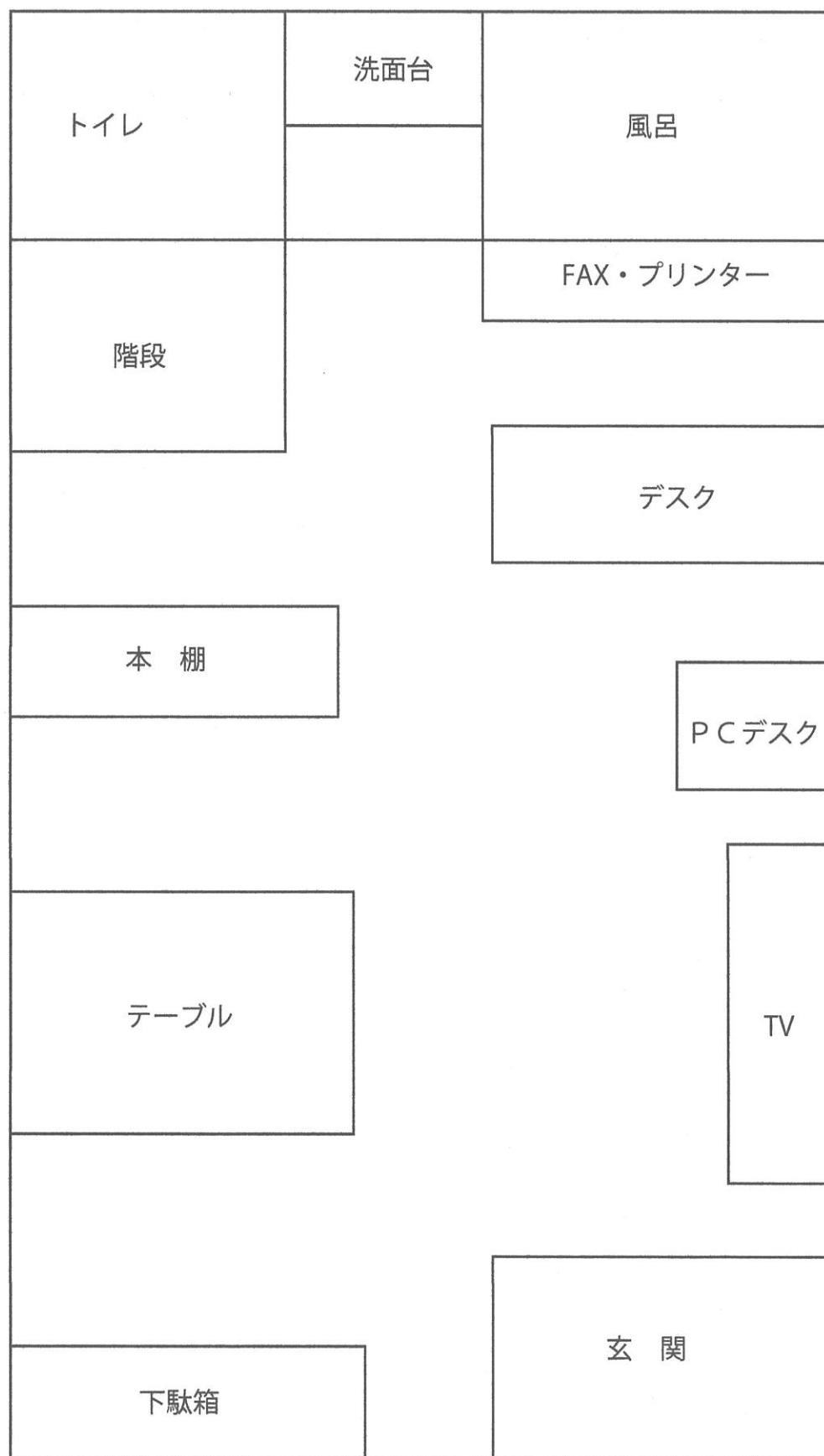


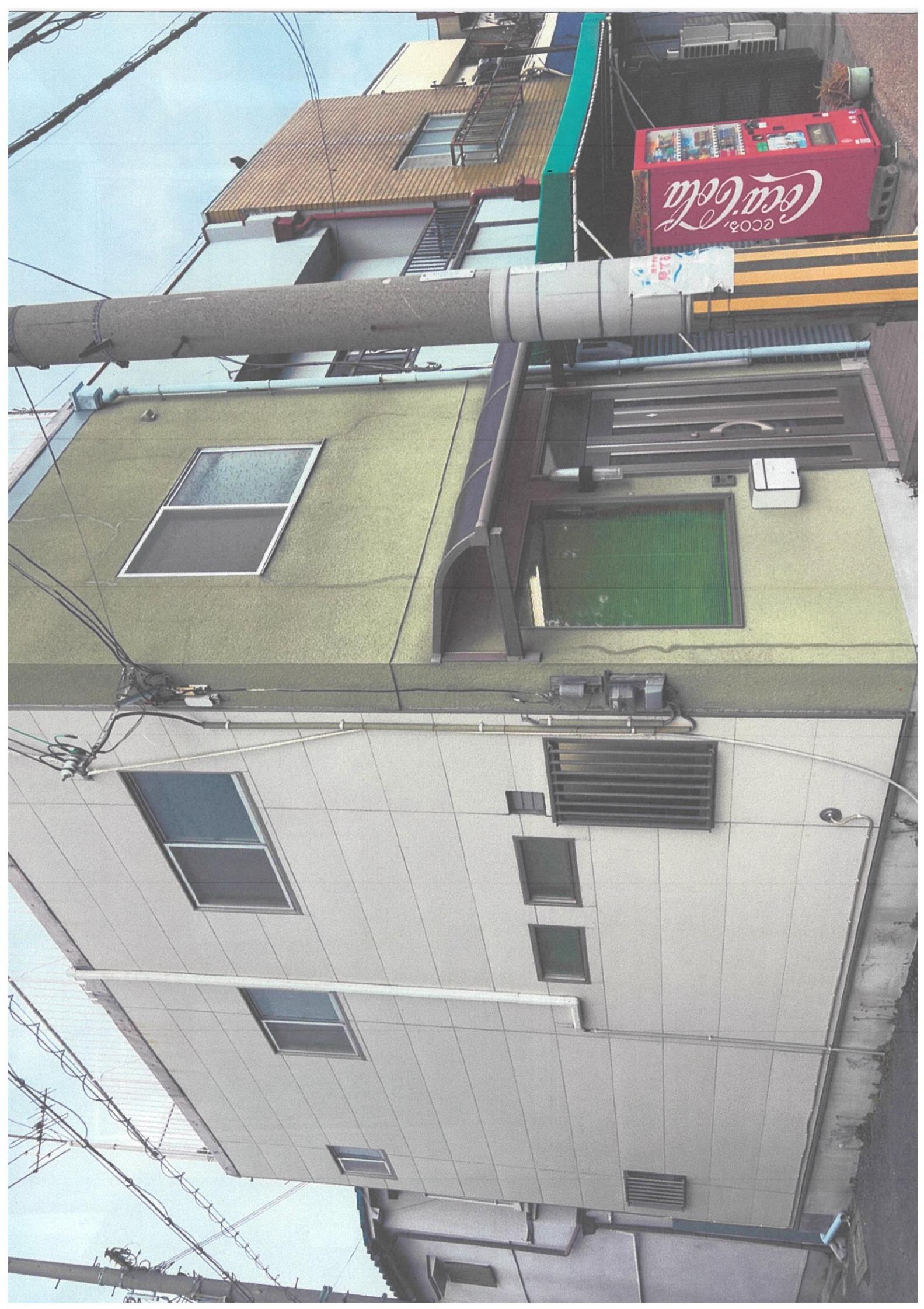
〒570-0051 大阪府守口市大枝南町

18-11

建造物

- ルート・乗換
- 保存
- 付近を検索
- スマートフォンに送信
- 共有







管の切断用の機械器具



管の加工用の機械器具



管の接合用の機械器具



水圧テストポンプ



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4年 4月 19日

エスアル

申請者 氏名又は名称

株式会社 SR

住所

大阪府守口市大枝南町 17番23号

代表者氏名

代表取締役 鷹田謙

電話番号

06-6926-9745

FAX番号

06-6926-9747

メールアドレス

other@suidourepair.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和4年4月19日

届出者 株式会社 SR
氏名又は名称
住所 大阪府守口市大枝南町17番23号
代表者氏名 代表取締役 野田 浩

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任の届出
解任をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 SR	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
中山 博利 ヤマハコトシ	296085	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第一九六〇八五号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 長崎県

氏名 中山博利

昭和五十三年三月七日生

水道法(昭和三十二年法律第二百七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月二十三日

厚生労働大臣 根本 一

